

第1日

令和7年9月3日（水）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和7年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月26日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月26日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

12番中島秀樹議員

13番浅尾静二議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。本日、市長から報告4件、議案26件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和7年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について4件、決算の認定について5件、利益の処分及び決算の認定について4件、補正予算について2件、条例の一部改正について7件、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について1件、工事請負契約の変更について1件、工事請負契約の締結について1件、財産の取得について4件、字の区域の変更について1件、合計30件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第20号から報告第23号までについて説明申し上げます。

報告第20号の専決処分の報告につきましても、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたの

で、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第21号令和6年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。各比率が国の定める基準を超えた場合には、財政の早期健全化等を図らなければならないものとなっておりますが、本市の令和6年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第22号令和6年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第23号令和7年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第61号議案から第65号議案までにつきましては、令和6年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第66号議案から第69号議案までにつきましては、令和6年度の工業用水道事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の審査意見を添え、議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算2件について説明申し上げます。

第70号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ11億9,908万6,000円を追加し、予算総額を452億5,088万6,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新庁舎への移転に伴う甘木市街地循環線新ルートの運行経費や18歳以下の子どもがいる子育て世帯に対し、おこめ券を配布する事業費、給食水準維持のための材料費補助金等3,612万7,000円を計上いたしました。

民生費では、第3子以降の保育料を年齢制限・所得制限なく無償化するための認可外保育施設等への措置費、認知症高齢者グループホームの防災改修に対する補助金等927万4,000円を計上いたしました。

土木費では、農地改良復旧に伴う隣接市道のかさ上げ事業費として6,000万円を計上いたしました。

教育費では、就学援助等分の給食材料費補助金、小規模校振興プロジェクト事業費として、大規模校から小規模校へ通学する児童の保護者への就学補助金等に168万5,000円を計上いたしました。

公債費では、繰上償還に要する経費に10億9,200万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として国庫支出金3,483万円、繰越金10億2,686万5,000円、市債6,000万円を計上いたしました。

第71号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,539万円を追加し、予算総額を61億5,370万1,000円といたしました。内容につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金等を補正するものであります。

次に、第72号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第73号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定するものであります。

第74号議案朝倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市役所本庁舎の移転に伴い、朝倉市福祉事務所の位置を変更する必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第75号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、安川コミュニティセンターの位置を変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第76号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第77号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定及び第78号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合において、給水装置工事事業者又は排水設備工事事業者の確保が困難と判断されるときに、給水装置工事に関しては他の市町村長又は他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を、排水設備工事に関しては、他の市町村長が指定した排水設備工事事業者による排水設備工事の実施を可能とするために規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第79号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、農地改良復旧区画整理工事赤谷川下流域地区について、工事設計の一部変更等により請負契約額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第80号議案工事請負契約の変更につきましては、林道米ノ山線1号箇所災害復旧工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じましたが、変

更後の請負契約額が1億5,000万円以上となるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第81号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市国民健康保険直営診療所建替建築主体工事について、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第82号議案から第85号議案までの財産の取得につきましては、電話交換機等、ネットワーク機器等、デスク及びワゴン並びにキャビネットほかを取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第86号議案字の区域の変更につきましては、市営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は、10日の本会議において行います。

それでは、7請願第1号をお開きください。

次に、7請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。3番飯田早苗議員。

(3番飯田早苗君登壇)

○3番(飯田早苗君) 皆様おはようございます。ただいま議題になりました7請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を

実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編成標準は段階的に35人に引き下げられ、計画どおりに進捗すれば、2025年に完了となります。今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するために条件整備は不可欠です。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、少人数学級推進などの教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを請願するものです。

皆様の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。以上、趣旨説明を終わります。

(3番飯田早苗君降壇)

○議長(小島清人君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第61号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は8日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時21分散会